

## 佐賀県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年9月10日佐賀県規則第51号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### （公共的施設）

第2条 条例第3条第2号の規則で定める公共的施設は、別表第1の第1から第5までの表の左欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる施設とする。

### （特定施設）

第3条 条例第3条第3号の規則で定める特定施設は、別表第1の第1から第5までの表の中欄に掲げる施設のうち、同表の右欄に掲げるものとする。

### （整備基準）

第4条 条例第20条第2項の規則で定める整備基準は、公共的施設の種類に応じ、それぞれ別表第2の第1から第5までの表に定めるとおりとする。

2 前項の整備基準については、整備基準による整備と同等以上に整備が図られると知事が認める公共的部分がある場合は、当該公共的部分は整備基準に適合しているものとみなし、整備基準のうち地形又は敷地の形状、建築物の構造等により適合させることが困難であると知事が認める事項がある場合は、当該事項は適用しない。

### （適合証の交付請求等）

第5条 条例第23条第1項の規定による請求は、適合証交付請求書（様式第1号）を提出して行わなければならない。

2 前項の請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号の第1から第5までのうち該当するもの）
- (2) 公共的施設の種類に応じ、別表第3に定める図書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 条例第23条第3項の規定により交付する適合証は、次の各号に掲げる公共的施設について、それぞれ当該各号に定める適合証とする。

- (1) 整備基準に適合していると知事が認める公共的施設（次号に掲げるものを除く。） 整備基準適合証
- (2) 整備基準に適合していると知事が認める公共的施設のうち、別に定める基準により、障害者、高齢者等の利用のために著しく配慮して整備されていると知事が認めるもの ユニバーサルデザイン適合証

4 適合証の様式は、知事が別に定める。

5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から当該適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、返還させることが適当であると認めるとき。

6 適合証の交付を受けた者は、当該適合証の交付の対象となった公共的施設が改修等により第3項各号に規定する要件に適合しなくなったときは、当該適合証を返還しなければならない。

### （新築等の届出）

第6条 条例第24条第1項の規定による届出は、特定施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設新築等届出書（様式第3号）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 整備項目表（様式第2号の第1から第5までのうち該当するもの）
- (2) 当該特定施設の種類に応じ、別表第3に定める図書

（軽微な変更）

第7条 条例第24条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 公共的部分以外の部分の変更で整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更
- (3) 工事着手予定期日又は工事完了予定期日の3月以内の変更

（変更の届出）

第8条 条例第24条第2項の規定による届出は、特定施設新築等変更届出書（様式第4号）に第6条に規定する書類のうち変更に係るものを添付して行わなければならない。

（工事完了の届出）

第9条 条例第26条の規定による届出は、特定施設工事完了届出書（様式第5号）に整備項目表（様式第2号の第1から第5までのうち該当するもの）を添付して行わなければならない。

（公表する事項等）

第10条 条例第28条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第27条第1項の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の氏名及び住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 条例第27条第1項の規定による勧告の対象となった特定施設の名称、所在地その他知事が必要と認める事項

2 条例第28条第1項の規定による公表は、佐賀県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

（身分証明書）

第11条 条例第30条第2項の身分を示す証明書の様式は、様式第6号によるものとする。

（特例の適用を受ける者）

第12条 条例第31条第1項及び第2項の規則で定める者は、法令の規定により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の規定の適用について国又は地方公共団体とみなされる法人とする。

（公共車両等）

第13条 条例第32条の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

- (1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) タクシー業務適正化臨時措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシー
- (4) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する旅客船

（書類の経由等）

第14条 この規則の規定により知事に提出する書類は、届出等に係る特定施設の所在地を所管する土木

事務所の長を経由しなければならない。

- 2 前項の書類の部数は、第6条及び第8条に規定する書類にあつては正本1部及び副本1部、その他の書類にあつては1部とする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（平成11年3月30日）から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日（平成17年7月1日）から施行する。